

株 主 各 位

大阪市中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 松 元 邦 夫

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時50分までに到着するようお送りくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階 「SYUN ー旬ー」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 第46期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 剰余金の処分の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 当社では、定款第15条の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujimaruken.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の回復に支えられた輸出の増加や各種の政策効果などにより、企業収益は改善の兆しが見られました。

しかしながら、完全失業率の高止まりや円高の長期化など、国内経済全体としては引き続き低調に推移いたしました。

また、3月11日に発生しました東日本大震災により、景気の先行きに対する不透明感がさらに強まりました。

パチンコホール業界におきましては、パチンコ遊技機では1円パチンコに代表される低貸玉営業が広く定着したことなどの効果もあり、平成21年度のパチンコ参加人口は前年比で140万人増の1,720万人（(財)日本生産性本部「レジャー白書2010」）となり、2年連続で増加いたしました。また、パチスロ遊技機では一部の人気機種を中心として、パチンコホールでの稼働にも改善傾向が見られました。

一方で、パチンコホールの主な収益源である通常の貸玉営業での集客や稼働は低調に推移し、パチンコホールの収益力は依然として回復の兆しは見られておりません。加えて、このたびの東日本大震災による、東北地方を中心とする被災店舗の営業休止や、東日本の一部地域での計画停電にともなう営業時間の短縮などにより、パチンコホールをとりまく経営環境は、一段と厳しさを増しました。

遊技機業界におきましては、本年度はAPEC開催に関連した入替自粛の影響もあり、パチンコ遊技機の市場全体の販売台数は、前事業年度を下回る結果となりました。パチンコホールの厳しい経営環境を反映し、遊技機の購入につきましても慎重姿勢が強まり、高水準の稼働が見込める機種に需要が集中する傾向が継続いたしました。

このような状況のもと当社は、著作権や演出、ゲーム構成など長期間の稼働を実現する要素の追求とともに、幅広いファン層に対応した販売ラインナップの充実に取り組みました。パチンコ遊技機につきましては、著名著作権とのタイアップ機種や斬新なゲーム性を備えた機種など、新規タイトルとして6機種を市場投入したほか、前事業年度に発売した機種の新スペックを追加発売し、販売台数の確保に努めました。

上半期に発売しました「CRヴァン・ヘルシング ハンティングラッシュ」では、時計役物を備えた斬新なゲーム性が注目され、当初の計画を上回る販売台数を確保したものの、その他の発売機種につきましては総じて厳しい商戦を強いられました。

さらに、当初3月下旬から納品開始を予定しておりました、「CRゲゲゲの鬼太郎 妖怪頂上決戦」につきましては、東日本大震災による被災状況に鑑み、納品開始を翌期5月上旬に変更いたしました。

また、当事業年度に販売を予定しておりましたパチスロ遊技機2機種につきましては、スペック面で、より市場ニーズに対応する商品性を実現するために、さらなる作り込みが必要と判断し、販売時期を翌期に変更いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、前事業年度を大幅に下回る結果となり、売上高237億円（対前期比48.7%減）、営業損失5億2百万円（前期は営業利益46億57百万円）、経常損失3億88百万円（前期は経常利益45億58百万円）、当期純損失7億38百万円（前期は当期純利益23億33百万円）となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機）

上半期では、前事業年度発売機種の手軽に安く遊べるタイプなど（CRA宇宙戦艦ヤマト3、CR相川七瀬 時空の翼、CRレーザーシャトル）を市場投入したほか、アメリカのSFコメディ映画をモチーフにしました「CRゴーストバスターズ」シリーズ（平成22年4月発売）、灼熱霸王役物を搭載し、出玉感が爽快な当社オリジナル機種「CR霸王信長」シリーズ（平成22年7月発売）、ロボット・アニメの名作を今に再現した「CR勇者ライディーン」シリーズ（平成22年8月発売）、『運命の時計24時』

を契機に突入するドラキュラとの手に汗握るバトルが魅力の「CRヴァン・ヘルシング ハンティングラッシュ」シリーズ（平成22年9月発売）を市場投入いたしました。

また、下半期では、裸眼3D液晶を搭載し、迫り来る恐竜の迫力ある新演出が魅力の「CRジュラシックパークMAX2」シリーズ（平成22年11月発売）、シリーズ機種史上最高の演出ボリュームを搭載した「CR新暴れん坊將軍 不死身の闇鳥」シリーズ（平成23年2月発売）を市場投入いたしました。

以上の結果、販売台数は73千台（対前期比52.8%減）、売上高は237億円（同48.3%減）となりました。

（パチスロ遊技機）

パチスロ遊技機では、当事業年度において新機種の発売はありませんでした。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、12億66百万円となりました。

その主なものは、パチンコ遊技機の新規金型取得（10億48百万円）などです。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充ちいたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第43期 (平成20年3月期)	第44期 (平成21年3月期)	第45期 (平成22年3月期)	第46期 (当事業年度) (平成23年3月期)
売上高 (百万円)	40,479	56,839	46,186	23,700
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	3,591	8,242	4,558	△388
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	2,058	5,076	2,333	△738
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失 (△) (円)	8,073.04	19,912.17	9,152.43	△2,914.44
総資産 (百万円)	50,078	55,866	56,900	48,258
純資産 (百万円)	37,984	41,962	43,096	40,710
1株当たり純資産額 (円)	148,983.87	164,589.38	169,033.77	163,527.02

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社におきまして、重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

近年、各遊技機メーカーからは高い商品性を備えた新機種が多数発売されておりますが、その中でもパチンコホールに大量導入されるのは話題性が高く、着実に集客が見込めるような一部の有力機種にとどまり、その他の機種につきましては、少台数で導入する傾向が継続しております。

そのため、ヒット機種の有無による業績への影響度は、従来にも増して大きくなっております。

当社といたしましては、遊技機業界に新たな風を吹き込むような、ファンの皆様に心から楽しんでいただけるアイデアやゲーム性を創出することを念頭に、パチンコホールにとりましては集客の柱となりうるような稼働力を備えたヒット機種の開発を、最重点課題として取り組んでまいります。

まず、前事業年度に市場投入しました遊技機における販売不振要因を徹底的に洗い出すとともに、現在開発中の機種に対しまして、それらの不振要因の除去、改善をスピーディーに推進してまいります。そして、版權の持ち味を活かしたタイアップ戦略のもと、ファンの皆様の好奇心を満たし、何度でも遊技したくなる演出やアイデアなどを積極的に採り入れることにより、長期間の稼働を実現する遊技機の開発に、鋭意取り組んでまいります。

このような稼働力を備えた遊技機を安定的に市場に供給することを通じて、機種ごとの販売台数計画の着実な達成と販売シェアの拡大を図るとともに、収益力向上、コスト削減に対する取り組みを強化し、利益を確保できる体制づくりを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年 3月31日現在）

当社は、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 本社及び事業所（平成23年 3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市中央区
名古屋事業所 (名古屋工場および開発部)	愛知県一宮市
東京開発事業所	東京都千代田区
東京支店	東京都台東区
大阪支店	大阪府大阪市浪速区
札幌営業所	北海道札幌市白石区
青森営業所	青森県青森市
仙台営業所	宮城県仙台市若林区
千葉営業所	千葉県千葉市中央区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
横浜営業所	神奈川県横浜市中区
八王子営業所	東京都八王子市
静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区
金沢営業所	石川県金沢市
京都営業所	京都府京都市伏見区
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
広島営業所	広島県広島市東区
高松営業所	香川県高松市
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
熊本営業所	熊本県熊本市
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381名	3名増	35.8歳	8.4年

(注) 使用人数は就業人員（嘱託社員を含んでおります。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 800,000株
- (2) 発行済株式の総数 254,955株（自己株式6,000株を含む。）
- (3) 株主数 6,380名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松元邦夫	95,560株	38.38%
松元正夫	65,626株	26.36%
釣谷香揚子	24,280株	9.75%
吉田嘉明	4,696株	1.89%
藤商事従業員持株会	2,773株	1.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,614株	1.05%
松元恵子	2,600株	1.04%
大阪証券金融株式会社	1,299株	0.52%
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	1,239株	0.50%
ティーツー・キャピタル株式会社	1,000株	0.40%

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松 元 邦 夫	代表取締役社長	
松 元 正 夫	取締役副社長	
井 上 孝 司	専務取締役	管理本部担当
辻 田 隆	常務取締役	品質保証部担当
羽 山 敏 隆	取締役	製造本部長
米 田 勝 己	取締役	開発本部長
渡 辺 勝 治	取締役	営業本部担当
坪 本 浩 一 郎	取締役	公認会計士
川 添 嗣 夫	取締役	税理士
川 西 耕 司	常勤監査役	
近 藤 邦 博	監査役	
堀 弘 二	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役 坪本浩一郎氏および取締役 川添嗣夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 川西耕司氏および監査役 堀 弘二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 川西耕司氏は、金融機関出身であり、長年の業務を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①平成22年6月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役 永田和政および取締役 松元恵子は任期満了により退任いたしました。
- ②平成22年6月25日開催の第45回定時株主総会において、新たに羽山敏隆、米田勝己および渡辺勝治は取締役に選任され就任いたしました。
5. 当社は、監査役 川西耕司氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 執行役員 の 状況
- 取締役 羽山敏隆、取締役 米田勝己および取締役 渡辺勝治は、上席執行役員を兼務しております。
- なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。
- 執行役員 當 仲 信 秀 管理本部長
 執行役員 今 山 武 成 営業本部長
 執行役員 松 下 智 人 開発本部副本部長
 執行役員 上 垣 内 崇 夫 管理本部副本部長
 執行役員 市 川 雅 和 開発本部副本部長
 執行役員 西 尾 英 二 経営企画室長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2)	404百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	28 (19)
合 計	14	433

- (注) 1. 上記には、平成22年6月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	坪 本 浩 一 郎	当事業年度開催の取締役会23回のうち21回に出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	川 添 嗣 夫	当事業年度開催の取締役会23回のすべてに出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	川 西 耕 司	当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のすべてに出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。
監 査 役	堀 弘 二	当事業年度開催の取締役会23回のうち21回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回のうち19回に出席し、主に弁護士としての専門の見地からの発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第21条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。
- ② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 当社は、内部監査室を設置し、内部監査室が定期的を実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報制度を運営するものとする。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。

- ② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月2回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。
- ② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な関係会社について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、取締役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。

- ② 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告する。
- ③ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。
- ② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- ③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。
- ④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- ⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、当社およびその子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。

また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。
- ② 会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ① 当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。
- ② 当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	35,987	流 動 負 債	6,070
現金及び預金	20,674	買掛金	4,540
受取手形	1,076	未払金	1,113
売掛金	1,184	未払費用	110
有価証券	1,909	賞与引当金	237
製品	430	その他	69
原材料及び貯蔵品	4,468	固 定 負 債	1,476
前渡金	2,964	退職給付引当金	751
繰延税金資産	1,716	長期未払金	650
未収還付法人税等	1,114	資産除去債務	72
その他	454	その他	2
貸倒引当金	△5	負 債 合 計	7,547
固 定 資 産	12,270	【 純 資 産 の 部 】	
有形固定資産	7,839	株 主 資 本	40,716
建物	2,166	資 本 金	3,281
構築物	47	資 本 剰 余 金	3,258
機械及び装置	509	資本準備金	3,228
車両運搬具	4	その他資本剰余金	30
工具器具備品	745	利 益 剰 余 金	34,663
土地	4,357	利益準備金	14
建設仮勘定	8	その他利益剰余金	34,648
無形固定資産	211	固定資産圧縮積立金	6
ソフトウェア	165	別 途 積 立 金	30,000
その他	46	繰越利益剰余金	4,642
投資その他の資産	4,219	自 己 株 式	△486
投資有価証券	1,313	評価・換算差額等	△5
関係会社株式	4	その他有価証券評価差額金	△5
出資	22	純 資 産 合 計	40,710
長期前払費用	2,262	負 債 ・ 純 資 産 合 計	48,258
関係会社長期貸付金	235		
繰延税金資産	382		
その他	252		
貸倒引当金	△253		
資 産 合 計	48,258		

損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		23,700
売 上 原 価		13,175
売 上 総 利 益		10,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,027
営 業 損 失		502
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	9	
有 価 証 券 利 息	14	
受 取 賃 貸 料	49	
そ の 他	117	193
営 業 外 費 用		
賃 貸 収 入 原 価	22	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	46	
そ の 他	10	79
経 常 損 失		388
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	35	41
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	71	
減 損 損 失	125	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	43	240
税 引 前 当 期 純 損 失		587
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	37	
過 年 度 法 人 税 等	45	
法 人 税 等 調 整 額	67	150
当 期 純 損 失		738

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
平成22年3月31日 残高	3,281	3,228	30	3,258	14	6	30,000
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純損失							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—
平成23年3月31日 残高	3,281	3,228	30	3,258	14	6	30,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
平成22年3月31日 残高	6,528	36,549	—	43,088	7	7	43,096
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,147	△1,147		△1,147			△1,147
当期純損失	△738	△738		△738			△738
自己株式の取得			△486	△486			△486
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					△12	△12	△12
事業年度中の変動額合計	△1,885	△1,885	△486	△2,372	△12	△12	△2,385
平成23年3月31日 残高	4,642	34,663	△486	40,716	△5	△5	40,710

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ①満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ②子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|---------|---|
| ①製品・原材料 | 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ②貯蔵品 | 先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 13年～47年 |
| | 機械及び装置 4年～10年 |
| | 工具器具備品 2年～20年 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務はその発生の事業年度で一括処理することとしております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度で一括費用処理することとしております。 |

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業損失および経常損失はそれぞれ4百万円増加し、税引前当期純損失は47百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,739百万円 |
| (3) 保証債務残高 | 16百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債務 | 10百万円 |

損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

①営業取引による取引高の総額 7百万円

②営業取引以外の取引による取引高の総額 4百万円

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
東京都中央区	賃貸物件	建物および土地

当社は、資産グループを遊技機事業、賃貸物件資産および遊休資産としております。

一部の賃貸物件について、将来的に売却する方針を意思決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失125百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物125百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	254,955株	一株	一株	254,955株

(3) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	一株	6,000株	一株	6,000株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議による自己株式の取得によるものであります。

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

イ. 平成22年6月25日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	573百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	2,250円
・基準日	平成22年3月31日
・効力発生日	平成22年6月28日

ロ. 平成22年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	573百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	2,250円
・基準日	平成22年9月30日
・効力発生日	平成22年12月6日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成23年6月24日開催予定の第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	560百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	2,250円
・基準日	平成23年3月31日
・効力発生日	平成23年6月27日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	69百万円
賞与引当金	94百万円
貸倒引当金	99百万円
長期前払費用償却	276百万円
研究開発費	477百万円
繰越欠損金	939百万円
繰越税額控除	204百万円
減損損失	72百万円
退職給付引当金	299百万円
長期未払金	259百万円
その他	108百万円
小計	2,902百万円
評価性引当額	△697百万円
合計	2,204百万円

繰延税金負債

未収事業税	△90百万円
その他	△15百万円
合計	△105百万円

繰延税金資産の純額 2,098百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金および設備投資資金ともに自己資金で賄うことを基本とし、資金調達については現在のところ計画はありません。

また、余資金の一部を安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの与信限度額および残高管理を行うとともに、定期的に与信限度額の見直しを実施しております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらの時価は四半期ごとに取締役会に報告されております。なお、満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

関係会社長期貸付金は、関係会社の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の関係会社管理規定に従い、業績評価などを実施し適切に管理しております。

営業債務である買掛金および未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち26%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	20,674	20,674	—
(2) 受取手形	1,076	1,076	—
(3) 売掛金	1,184	1,184	—
(4) 有価証券および投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,704	2,705	1
②その他有価証券	158	158	—
(5) 未収還付法人税等	1,114	1,114	—
(6) 関係会社長期貸付金	235		
貸倒引当金 (※)	△235		
	—	—	—
資産計	26,912	26,913	1
(1) 買掛金	4,540	4,540	—
(2) 未払金	1,113	1,113	—
負債計	5,654	5,654	—

※関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券および投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券（私募債を除く。）は、取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

私募債は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、現時点において将来キャッシュ・フローの見積りが困難なため、時価を零としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額364百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 有価証券および投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,393	△104	1,288	1,210

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額は、主に減価償却費および減損損失であります。

3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調査書に基づく金額（自社で指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、当該賃貸等不動産に関する当事業年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

賃貸収益	賃貸原価	差 額	売 却 益	減損損失
49	22	26	5	125

持分法損益等に関する注記

当社では、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいものとして記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	(株)サンタエニタテイメント	所有直接 35.0	ソフトウェアの開発委託 発委託 役員の兼務	ソフトウェアの開発委託	7	前渡金 未払金	672 10

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社と関連を有しない一般取引先と同様にその都度交渉のうえ、決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 163,527円02銭
- (2) 1株当たり当期純損失 2,914円44銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社藤商事

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋正紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月19日

株 式 会 社 藤 商 事 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役） 川 西 耕 司 ㊞

監 査 役 近 藤 邦 博 ㊞

社外監査役 堀 弘 二 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、継続した配当の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2,250円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は560,148,750円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき4,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日といたしたいと存じます。

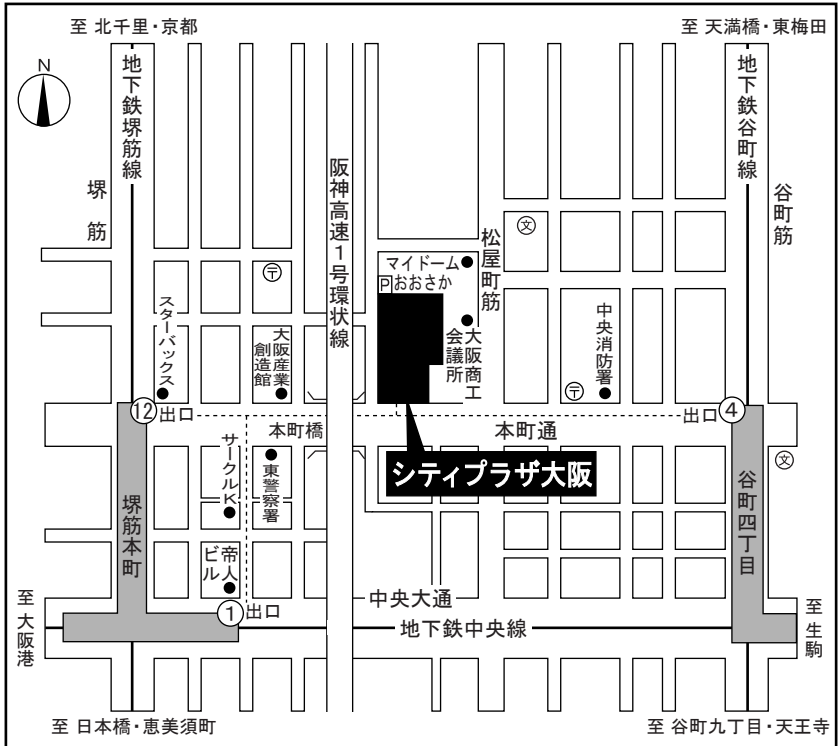
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪 2階 「SYUN 一旬ー」

TEL 06-6947-7888



交通 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分